

## 地方公営企業経営セミナー

元国税局消費税課で消費税に精通した税理士が詳しく解説

# 地方公営企業における消費税の基礎と実務



参加ご希望の方には  
別途資料/参加ID・パスワードを  
事前に通知・送付いたします。

11/26<sup>火</sup>・29<sup>金</sup>

両日とも13:30~15:00  
両日とも内容は同じです。

ご都合の良い日をお選びください。

受講料

**無 料**

講師紹介

税理士法人 日本会計グループ

税理士

松倉 一久

税理士

北川 昭則



公営企業の消費税申告に関して、多くの市町村の誤りを指摘。また、庁舎内消費税研修会を通じて、役所内の理解を向上させる活動を展開している。

### 第1部

#### 1 公営企業における消費税対応のポイント

#### 2 会計支援自治体 質疑対応事例

### 第2部

#### 1 税務署の指摘事例にみる税額計算の誤り

- 課非判定の誤り
- 特定収入の判定誤り
- 企業債元金償還に係る特定収入の計算誤り

#### 2 地方公営企業における消費税の仕組み

- 非課税取引、免税取引、不課税取引、課税方式の違い
- 法適用で消費税計算はどう変わるのか
- インボイス対応のポイント

#### 3 特定収入に係る仕入税額控除の特例とは

- 特定収入とは何か
- 特定収入に係る仕入税額控除の特例
- 特定収入に係る仕入税額控除の特例を適用しない場合

セミナーページの専用フォームから送信いただくか、下記「申込書」にご記入の上、FAXにてお送りください。  
申込受付後、受講票を送付致します。

## セミナー申込書

**FAX:011-612-3717**

貴自治体名		職員数	
ご住所 〒		受講希望日	<input type="checkbox"/> 11月26日 <sup>火</sup> <input type="checkbox"/> 11月29日 <sup>金</sup>
TEL		FAX	
ご出席者	部署	Email	

お問い合わせ



**吉岡マネジメントグループ**

ビズアップ公共コンサルティング株式会社  
税理士法人 日本会計グループ

札幌市中央区北6条西24丁目1-30 YMビル  
TEL:011-644-8988 担当:高橋、秋元  
【email】ksemina@yoshioka-group.jp

●今後、DM等がご不要な場合は、お手数ですが上記FAX欄に番号をご記入の上、上記FAX番号まで送信くださいますようお願いいたします。